

電力・ガス取引監視等委員会

第27回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年11月28日（月） 15：00～16：13
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、圓尾委員、男澤委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第27回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、北本委員、安念委員、梶川委員、石井オブザーバーは御欠席です。また、本日もオブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されていますので、各議題について直接御質問されるということでも差し支えないと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。議事ですけど、今日は、議事次第にあるように3つございます。

早速ですけど1番目の議事、「電力託送料金の妥当性に関する公共料金等専門調査会について」についてということで、先日11月14日、本料金制度専門会合において、公共料金等専門調査会での議論の内容を、消費者庁参事官でいらっしゃいます檜橋様より御紹介いただきました。今般、今申し上げた公共料金等専門調査会の意見が取りまとまったということでございますので、再び檜橋様から御紹介を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○檜橋オブザーバー ありがとうございます。消費者庁の檜橋と申します。日頃より本専門会合にはオブザーバー参加をさせていただいております、委員各位の御審議について、また事務局についても改めて敬意を表したいと存じます。

今御紹介ありましたが、前々回、11月14日の本専門会合において発言の機会を頂きまして、消費者委員会・公共料金等専門調査会における議論について紹介をさせていただきました。本日14時から消費者委員会本会議が開催されまして、10月5日に内閣総理大臣から消費者委員会委員長に対して、「消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について」諮問したことへの答申が取りまとめられたところでございます。正式には、消費者委員会の手続を経て決定し、内閣総理大臣宛に答申をされます。この答申を受けまして、消費者庁から経済産業省に対して対応を求める意見を発出する予定でございます。

公共料金等専門調査会では、10月7日、11月10日、17日と3回にわたって詳細審議をしております、いずれの機会にも電力・ガス取引監視等委員会事務局の鍋島課長に御参加を頂いております。誠にありがとうございました。

当日の内容につきましては、11月14日に説明させていただいたものから大きな論点の追加はございません。また、その後、11月17日の公共料金等専門調査会における議論につきましては、前回11月21日の本専門会合におきまして鍋島課長から御紹介を頂いたとおりでございます。

お手元に資料3ということで、本日の消費者委員会本会議に提出されました公共料金等専門調査会の意見を配布していただいておりますので、改めて概略を御説明したいと思います。

大きく4つの項目がございます、それらの中に合計11項目ございます。2ページ目でございます。まず、大きな1つ目、託送料金の査定方法についてというところでございます。現下の物価上昇局面において、電気料金の上昇に対して消費者の関心が極めて高まっているという中で、消費者の視点からは、電気料金として請求される金額は適正なのか、その中で電気料金に大きな影響を与える託送料金の水準は適正なのか、また、安心材料としても、コスト効率化に向けての行政の監視は十分なのかといった観点が重要となるというふうなことでございます。これらの観点から、疑問点、留意事項が指摘されております。

(1) のところでございますが、統計的手法やトップランナー的補正による査定につきまして、そもそも地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者間の比較にどれだけの

妥当性があるのか。トップランナー的補正について中央値や第3位をベースとしていることが妥当なのかという素朴な疑問について。また、第4位以下のキャッチアップを促すだけでなく、上位の事業者の更なる取組を促す観点も必要ではないのか。各社から提出されている事業計画について、全体としてどのように効率化が図られているのかについて明確な説明が必要であるというふうにさせていただきます。

続きまして、次のページの(2)でございます。効率化の確認態勢につきまして、電力・ガス取引監視等委員会の御協力を得まして、各電力会社の託送原価に関するデータの提供を受けて、その範囲で分析を行ったところ、次のような疑問点が挙げられてございます。

既存ネットワークに係る費用について、今回の規制期間となる2023～27年度のコストは、2017～21年度と比較して10社中9社で増加していること。また、今回の事業計画の前提となる2017～21年度においてコストが増加傾向、特に規模の大きな工事種別が増加していることについて、理由の説明が必要であると。また、全体としてどのようなコスト削減の努力がなされているかを確認する必要があること。特にこれにつきましても、全体のインパクトの大きな工事種別の単価について検証が必要であるというふうにさせていただきます。

なお、この際、重層的下請の現場で働く人の賃金が適正に確保されているかも重要な点であるということにつきまして、前回、本専門会合において鍋島課長から御紹介を頂いたとおりでございます。

(3)にまいります。次のページでございます。工事発注に係る競争性の実効性の確保につきましては、競争入札の導入割合を見ることのほか、実態として競争が確保されているか、特に規模の大きな工事種別について精査が必要であるというふうにさせていただきます。

続きまして、その下のほう、(4)にまいります。次世代投資についてでございます。今後の電力市場に対する影響も非常に大きく、国が目標とする2050年カーボンニュートラルや再生可能エネルギー最優先の観点からも、重要な内容を含むものと捉えております。これらの観点から、次のような指摘がさせていただきます。

送配電に関わる計画に限定して計上すべきであり、次世代投資として認める理由を明確に説明することが必要である。また、②のところでございますが、再生可能エネルギーアイランド化につきましては、先回、鍋島課長からも御紹介いただいておりますけれども、

実験的な取組ではなく、事業としての導入が行われるべきということでございます。

また、次世代スマートメーターにつきましては、次世代へ投資する活動なのか事業のルーティンなのかを慎重に精査し、次世代スマートメーターの導入によって削減される費用と総合で判断すべき必要があるということなどが挙げられてございます。

なお、次世代投資ということで、計画段階での精度を求めることが困難な部分もございます。そのため、将来の調達コストや投資効果の検証が必要であり、かつその検証は次の（５）にも指摘されているところでございますが、外部プロセスで公開の下、実施する必要があるという指摘もございます。

続いて大きな２つ目、一番下のところの四角囲みでございますが、コスト削減の実効性の向上についてでございます。（５）として、上記に示した疑問点の速やかな解消に向け、電力・ガス取引監視等委員会は独立性を持って必要な対応を早急に行い、今回の事業計画の妥当性及びその査定方法の適切さについて、消費者の理解・納得を得られるよう、分かりやすい形で説明する必要があるというふうにされてございます。

また、２段落目でございますけれども、消費者からの信頼を得るため、電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立したメンバーによる第三者機関が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするなど、コスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきであるという指摘があったところでございます。

以上が今回の託送料金に係る事業計画に関する主な指摘でございます。

併せて大きな３つ目、その他制度面等についてでございますが、これまでも消費者委員会から意見が出されておりますが、（６）の廃炉円滑化負担金相当金等や（７）の固定費の配分について言及をされております。引き続き御検討頂ければと思います。

また、（８）の発電側課金についてでございます。再生可能エネルギーに最優先で取り組むという方針の下、**2022**年中に導入の可否も含めて結論を得る方向性が示されているところでございますが、最終負担者である消費者の利益の増進に資するよう検討することが必要であること。それから送配電設備の効率的な増強と発電事業者間負担、今後伸ばしていくべき電源間の公正性等の観点を十分に考慮し、特に再生可能エネルギーの拡大を阻害することがないようにする必要があるという指摘がございました。

また、次の（９）でございますが、先ほど（２）で申し上げた点に関連しますが、政府が進める成長と分配の好循環の実現に資する観点から、下請事業者も含めた労働者の賃上げについても言及がございました。

最後に大きな4つ目、消費者への丁寧な説明等に関する意見についてでございます。

(10) につきましては、これは何をなすにもそうですが、消費者の理解・納得が重要となります。特に電気料金が高騰し、国民生活への負担感で増大している中にあることは、これまで上記のとおり指摘してきた点も踏まえまして、これらも含めて消費者が納得できるよう、繰り返し様々な機会を捉えて分かりやすく説明することが、これまでも増して必要であるというふうにされてございます。

また、(11) につきましては、今回の事業計画作成に当たっても、各社においてステークホルダー協議が行われているところでございます。消費者や消費者団体はもとより、環境団体あるいは次世代を担う若い世代など、幅広いステークホルダーを巻き込んだ丁寧な協議が必要であるということとされてございます。

以上、電力託送料金の妥当性について、本答申を踏まえて経済産業省の対応を求めたいというものでございます。

以上で紹介を終わります。ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、取引監視等委員会の事務局から何か補足ありますか。

○鍋島NW事業監視課長　　内容については、先ほど檜橋参事官から御説明のあったとおりです。消費者庁から経済産業省のほうに今後この意見が送付されてくると、監視等委員会にも経産省の担当部局から適宜送付されてくるということになると思います。その意見の扱い、取り進め方については、消費者庁、経済産業省と事務局としても調整してまいりますけれども、当委員会としての考え方をどこかの段階でまとめていくということになると思います。本日、そうした今後の考え方の取りまとめの前に、何かお気づきの点等ありましたら御指摘いただくと大変幸いです。

○山内座長　　よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんの御意見、御発言をお願いしたいと思いますが、例によって挙手機能を使ってこちらにお知らせいただければというふうに思います。よろしくお願いをいたします。どなたかいらっしゃいますか。

前回、消費者庁から御説明いただいて、その際に委員の皆様からの御意見はいろいろ伺っているところではございますが、特に御発言御希望ありませんか。——それでは、消費者庁のほうから何か追加があればあれですけれども、何かコメントございますか。

○檜橋オブザーバー　　鍋島課長からもありましたとおり、また考えをお聞かせいただけ

ればと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山内座長　　ありがとうございます。

では、鍋島課長からお願いします。

○鍋島NW事業監視課長　　今日は余り御意見が出てこなかったところですが、頂いている御意見につきましては、すぐに対応するものもあれば、これまで対応してきたもの、今後第2規制期間に掛けて少し時間を掛けて検討するものという、いろいろな時間軸のものが含まれていると思います。そうした仕分けも必要だと考えておりますので、この意見案に対する当専門会合の考え方の案につきましては、追って事務局から御相談したいと思ひます。

○山内座長　　ありがとうございました。

よろしゅうございますかね。こういう形で皆さんにまたいろいろ御相談することがあるうかと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。次の議事は、「一般送配電事業者10社の収入の見通しに関する書類に対する『国民の声』への見解（案）について」ということでもあります。

それでは、これも事務局から御説明をお願ひいたします。

○鍋島NW事業監視課長　　それでは、資料4につきまして御説明いたします。

10社の収入の見通しに関する書類に対して、「国民の声」を募集していたところです。どういう意見があったかということについては、前々回の会合において御説明させていただきました。これに関しまして、電力・ガス取引監視等委員会の所掌といいますか審査に関わるものにつきまして、考え方の案を作成しました。これをやがて公表したいと思ひしておりますけれども、考え方に違和感や違う点があるかどうか御確認を頂ければと思ひます。

では、頂いている意見と、それに対する見解案を御説明させていただきます。まず、無電柱化の点ですが、御意見を2点頂いております。最初の方からの御意見は、海外においては、電線管理者が自らの費用で無電柱化をしているのが一般的である。そういった状況からすると、第8期無電柱化計画は5年で4,000kmという整備目標になっているのに、10電力の整備目標は1,909kmと半分以下になっている。整備延長を増やすべきである。激甚化する自然災害への対応ということもあるし、復旧費用も電力会社にとって負担になるので、こうした観点からも無電柱化を早期に進める必要があります。現状の整備目標では少ないと思ひますという御意見を頂きました。

また、2つ目の意見として、無電柱化は防災、安全、景観等の観点から社会的な便益は大変大きいですが、電力会社自身にとっては利益を生むものではない。今回の事業計画に盛り込まれている無電柱化予算が厳しく査定されますと、これまでと同様に会社経営上の足かせとなってしまいかねません。査定に当たり特別な配慮が必要と考えておりますという御意見を頂きました。

これに対する見解案ですが、まず無電柱化推進計画は5年間の計画で、21年から25年度となっています。一方で各事業者の今回の規制期間の期間は、2023年度から2027年度となっております。いずれにしても、各事業者の事業計画は無電柱化推進計画に沿っているという点については確認しております。レベニューキャップ制度におきましては、各事業者が自治体等との調整状況や施工力を勘案しつつ計画を立てて、無電柱化に係る投資予算について必要な投資は認めるということにしております。かつ、各事業者側が事業計画の中で掲げる無電柱化実施に係る目標については、その達成状況に応じてインセンティブを与えるということにしております。こういうことで考えております。

続きまして、次のページで収入の見通しの費用項目についてということですが、まず最初の御意見は、制御不能費用という項目立ては、内訳を不透明にすると同時に電気料金を上昇させるブラックボックスとなる可能性が大きい。制御不能費用を認めたままでレベニューキャップ制度をスタートさせることは、事業者負担の大原則を曲げる仕組みの固定化であり、これは立ち止まり再検討すべきだと考えますという御意見でした。

これにつきましての見解案ですけれども、まず制御不能費用につきましては、これまでの議論において、費用算定が可能な費用であって、量、単価の両方が外生的な要因によって変動するもの、または合理的な代替手段がなく、一般送配電事業者の努力による効率化の取組は困難と判断された費用を対象とすると整理しております。

この費用については、期初における収入の見通しへの算入に関して、過去5年間の実績を踏まえて見積もることを基本とする。何らかの合理的な前提条件に基づいて、過去実績以外の方法で別途費用の見積りが可能な場合には、その方法を採用することも可能とするということにしておりまして、本会合におきまして、費用ごとの具体的な見積り方法については検証をしているところです。

次の御意見ですけれども、今度は人件費・厚生費等関係の御意見ですが、送配電事業の公益性に鑑みると、人件費・厚生費等はそのエリアの平均程度に合わせるべきである。例

として、九州エリアにおいては2023年度の人件費は305億円で、期末人員は5,837人である。平均給与は520万円となりますが、九州エリアの2021年度の平均は370万円であり、乖離が大きいです。地場企業として地域の水準を大きく上回る費用を広く負担させることについては疑義が生じますという御意見を頂きました。

これについての見解案ですけれども、まずOPEXにつきましても、査定の方針として託送料金で回収すべきでない費用が算入されていないかシンボリック費用を確認しつつ、OPEX全体で効率化を図るという観点で見積り費用の妥当性を検証しています。なので、人件費・厚生費といった個別費用ごとに効率化を促すのではなくて、OPEX全体で効率化を促すという仕組みにしております。

次のページに行きまして、10社横比較を行うに当たっての重回帰分析では、各都道府県の人事委員会が公表している民間給与を説明変数として設定しているということで、OPEXの重回帰分析を行う過程で、各地域における民間給与を考慮して査定を行うということになっております。なので、でき上がったOPEXの枠の中でどういうふうに人件費を配分するかは各事業者の任意の決定ですけれども、査定に当たっては各地域の民間給与を勘案しているということでもあります。

レベニューキャップ制度についての御意見を最後頂きました。レベニューキャップ制度の審査に当たって、収入実績よりも費用実績を精査するべきではないかという御指摘ですが、これまでの検証におきましても費用についても検証しております。むしろ費用を検証しておりますというものです。

資料4については以上ですけれども、御確認いただければ幸いです。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、資料4について皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、さっきも言いましたけど、挙手機能でお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。いかがですか。

論点自体はそんなに大きなところが出てはいるわけではないですね。大きなというか、多くの論点が出されているわけではないということですが。事務局のほうにも考えていただいてあの案を作っていただきましたので、よろしゅうございますかね。ありがとうございました。

それでは、特に事務局から追加コメントないですね。

○鍋島NW事業監視課長　　ありません。

○山内座長 では、議事進行させていただきます。3番目、「収入の見通しに関するこれまでの検証内容について」であります。本議題については、事務局の説明の後にまたコメント頂くということにします。

それでは、資料5についてよろしくお願ひいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5について御説明しますが、本日の資料として資料5-1も添付しております。これは683ページあるという非常に分厚い資料ですが、これまでの提出資料を編集した側面が強いので、説明については割愛させていただいて、資料5に基づいて御報告させていただきます。

2ページ目はレベニューキャップ制度の仕組みについての説明ですので、説明は割愛させていただきます。

3ページ目ですけれども、これまでの検証の経緯について記載しております。まず、本年7月20日ですけれども、資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、「収入見通し」の算定を進める観点から、「収入見通し」の関連書類の提出を求め、電力・ガス取引監視等委員会において必要な検証を開始するように整理がなされたと。

こうした審議会の整理を踏まえて、7月25日ですけれども一般送配電事業者10社から「収入の見通し」に関する書類が提出され、本委員会のほうにも送付されました。送付されたのは同日の7月25日です。7月28日に電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において議論し、検証を開始する。その際、料金制度専門会合において検証をするということが決まりました。翌7月29日から今回に至るまで、延べ14回にわたりまして御議論いただいたというところです。

本検証において、費用項目ごとに事務局から一般送配電事業者に対して行われたヒアリング検証は、延べ1万3,000時間。これは事務局の人／時間ということでやっていますので若干重複もありますけれども、1万3,000時間になります。委員から事務局に対するヒアリング、打ち合わせは、延べ19回、約30時間実施されております。

委員名簿と委員構成について付けさせていただいておりまして、さらに4ページで御担当の費目を掲載しています。

5ページ目はこれまでの検証の経緯ということで、7月29日から本日まで14回の会合について議論した内容もここに記載しております。この間、「国民の声」も実施しましたし、消費者委員会・公共料金等専門調査会での審議なども御紹介しました。また、監視等委員会の事務局も、公共料金等専門調査会でいろいろと御説明を差し上げてきたところで

す。

6 ページは、8 月 8 日の第16回会合で御確認いただいた収入の見通しの検証に当たって重視すべき事項で、4 つ掲げております。こうした点に加えて、指針であるとか審査要領もこの検証に当たっての参照書類としながら、これまで議論を進めてきたというものであります。

7 ページ以降が収入見通しの検証内容ということになります。

8 ページ目ですけれども、こちらは各費目ごとにどのような審査を行ってきたかということで、OPEXであれば、シンボリック費用を精査した上で統計手法を用いて横比較と。その上で、個別の申入れがあった場合の査定を行いました。CAPEX主要設備に関しては、量については個別査定、単価については統計手法を使って横比較を行った上で、無電柱化の費用などは個別査定を行いました。その他設備については、CAPEX主要設備の査定率を適用した上で、検証結果の上回り分については個別査定、その他投資については投資件名ごと個別査定を行いました。

その他費用については、CAPEX主要設備の査定率を適用した上で、修繕費等につきましては個別査定を行ったところです。控除収益、制御不能費用、事後検証費用はいずれも個別査定を行いました。事後検証費用でいえば、調整力費用なども議論させていただいたところです。

次世代投資費用については、申請された投資件名について次世代性の区分精査を行った上で、投資件名ごとの個別審査を行いました。事業報酬率については、算定方法を御確認いただきました。

9 ページ以降は、これまでの議論をポイントとしてまとめています。簡単に、少し飛ばしながらにはなりますけれども、振り返りということで御説明させていただきます。

まず、目標計画につきましては、各事業者から提出された目標計画が指針に規定されている目標項目と照合しているかを議論いたしました。

それから取組内容については、全体としては大きな問題はないということではありますが、一部、記載が不十分な点については追記を求めるといふことにさせていただきました。一番下の3つ目のポツですが、ステークホルダー協議の結果として不採用になった意見については、事業計画にきちんと書くということも申し合わせました。

前提計画については、需要想定、再エネ連系量について確認をしました。再エネ連系量につきましては、もし再エネ連系量が増加した場合は期中調整も念頭に置くという前提で、

本想定量は妥当と判断したところです。

OPEXに関してですが、OPEXについては統計査定を行った結果、10社合計で357億円の減額ということになりました。

その上で、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電から追加検証の申出がありまして、議論をさせていただいたところです。

10ページ目に移りましてCAPEXですけれども、まず投資量、量についての妥当性の確認ということですが、量につきまして連系線・基幹系統、ローカル系統に関しまして、約7,000枚の主要工事件名説明書を提出いただいて、その結果、連系線・基幹系統では10社で30億円、ローカル系統では10社で137億円の減額としています。

配電系統の関係では、無電柱化の計画について必要な投資量が計上されていることを確認するという作業を行いました。

単価に関しましては、まず、この専門会合で統計査定に当たっての説明変数の検討を行っていただいたり、グルーピング項目の検討を行っていただきました。その上で統計査定を行い、全体で9%カットという結果になりました。

その上で、無電柱化に関しまして東京電力パワーグリッドから申出があり、議論を行いました。

また、高額案件につきまして第三者の検証、内部評価を行っていただくということにしておりますけれども、その第三者の選定プロセスなどについて考え方を聴取いたしました。

11ページに行きまして、CAPEXのうちのその他設備については、まず主要設備の査定率を適用し、その上で各社からの申出内容について追加検証を行い、申出に対して、その他設備（送電）については475億円、またその他設備（変電）については46億円のカットを行うということにしました。

CAPEXのその他投資につきましては、各社からの提出値について個別検証を実施し、おおむね20%、約2,400億円をカットということにいたしました。

その他費用のうち修繕費に関しましては、特に鉄塔塗装費用について3回にわたり議論させていただいて、塗装サイクルなどについていろいろヒアリングをさせていただいて、その上で査定を行いました。

託送料については、電源開発ネットワークの託送料が議論になり、一般送配電事業者と同様に21%程度の効率化を求める、それに加えて5年で2.5%の効率化係数を適用すると

いった議論を行いました。

控除収益に当たっては、事務局でも作業を行って、一部修正を求めることにいたしました。

次世代投資費用については、まず200件の次世代投資計画について、これが次世代投資計画として効率化係数の対象外になるかどうか議論いただいた上で、個別の費用を検証いただきました。

制御不能費用については、貸倒金、賃借料など検討しましたが、小さな字で書いてあるPCB処理費用については何回か議論もさせていただきましたし、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金については、東京電力ホールディングスから御説明いただきました。

それから事後検証費用については、需給調整市場の費用について御議論いただいたところです。

13ページ、事業報酬率につきましては、計算方法を御確認いただき、現行の事業報酬率1.9%に対して1.5%になることを確認させていただきました。

レートベースについても事務局で調べまして、一部事業者に修正をお願いしています。

効率化計画につきましては、サプライヤーの順位やシェアの変動が起こっているか、2015年度以降の推移を調査いたしました。変動が生じているということを一般的には確認していますけれども、配電部門についてサプライヤーが固定化する傾向があることを確認し、各事業者にいろいろ質問をして、状況を確認いたしました。

また、効率化に向けて調達コストの管理方法等がどのように行われているかも各社に質問し、御確認いただきました。

効率化係数の設定につきましては、OPEX、CAPEXについては年率0.5%の効率化係数を設定し、その他費用の約8割につきましても、同様に効率化係数を設定しています。

14ページは「国民の声」で、本日、回答の方針についても御確認いただきました。また、消費者庁の檜橋参事官から、消費者委員会・公共料金等専門調査会での議論について御説明を頂いたところです。

こうしたこれまでの様々な議論を踏まえまして、検証結果でございます。数字ですけれども、16ページは7月に出された数字についてです。10社合計で4兆7,705億円という、これは規制期間の1年当たりの平均ですけれども、そうした数字が出てきました。現行原

価に比べますと約2,800億円増えたものが出てきているところです。

これに対しまして、17ページ以降で費用を掲載しておりますが、後で御説明しますけれども、CAPEX、次世代投資については投資量を各年展開する必要があり、資料上、詳細算定中としております。一方でCAPEX、次世代投資の検証結果についても掲載させていただきます。

今般、一通りの議論は行ったというふうに考えておりますので、現時点ではこの検証作業は正式な申請の内容についてのものではないんですけれども、今後、各一般送配電事業者から経済産業大臣に収入の見通しに係る承認申請が行われた場合には、恐らく経済産業大臣から本委員会に意見の求めがなされますので、法律上そうなっておりますので、申請の内容がこれまでの料金制度専門会合の検証内容を踏まえたものになっているかという点について、申請値と検証値の照合など、そうした確認作業を行いたい。その際に併せて、先ほど消費者委員会の公共料金等専門調査会の意見を紹介いただきましたけれども、そうした意見も踏まえて確認作業を行うということにしたいと考えております。

18ページ以下が費用の関係ですけれども、このように査定額というところで、OPEX、その他費用、控除収益、制御不能費用で減額査定をしたところなどは数字を入れております。一方で、CAPEX、次世代投資費用のところは詳細算定中なので、収入の見通し全体でどれぐらい査定したかは、個別の会社について記載をしておりません。

22ページ以降で投資額、これについてはどれぐらい査定をしたかということ各社別に掲載しておりますが、先ほども申し上げたとおり、各年展開が必要という状況になります。

ということで、資料5についての説明は以上ではあるんですけれども、繰り返し申し上げているとおり、検証内容を踏まえた収入見通し額については、投資関係の減額査定が各社の収入にどのような影響を与えるかについて詳細な計算が必要となるため、お示ししておりません。

一方で、一定の仮定の下に概算的に試算すると、10社合計で減額査定幅は、今回の10社合計の現行原価が4.48兆円、本年7月の収入見通しの10社合計が4.77兆円と約2,800億円の原価増加だったのに対し、約30%強のカットとなっていると考えております。この削減幅は、過去の料金審査における原価カット幅と比較してもかなり大きいと考えておりますが、これまでの厳正な検証内容を踏まえたものと考えております。

レベニューキャップの収入見通しは、事業計画を実現するために必要な費用を踏まえて

算定されるものであり、今回の検証に当たっては、必要な投資量は確保しつつ、主に単価面を経営効率化によって削減することを求めてきたものであります。

事務局としては、各社においてもこの検証内容で問題ないと考えておりますが、改めて各社の見解を伺ってはどうかと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

今、事務局からお話もありましたので、この検証内容について各社の意見を伺ってから議論したいというふうに思います。よろしいでしょうかね。

それでは、北から順番ということございまして、まずは北海道電力ネットワークの宮下様、よろしくお願いいたします。

○宮下オブザーバー　北電ネットワークの宮下でございます。託送料金の審査につきましても、一応本日で一区切りということで、山内座長はじめ委員の先生方には、多岐にわたる費用項目につきまして丁寧な審査、議論をしていただき、深く感謝を申し上げます。

本日示された検証結果ですとかこれまで頂いた御意見を踏まえまして、当社としましては、これから申請に向けた準備を進めさせていただきたいというふうに考えております。

当社としましては、今回策定した事業計画に基づいて、高経年化設備の更新・保全、レジリエンス強化による電力の安定供給に加えまして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再エネの導入拡大に貢献していくため、次世代型ネットワーク構築に対する取組を加速してまいる所存でございます。

本日、こういった形で検証結果が出ましたけれども、一般送配電事業者を取り巻く環境というのは非常に流動的で、先行きも不透明な状況が続くかと思えます。第1規制期間におきまして不可避免的に発生した事象につきましましては、速やかに対応策等の御検討をしていただけたらというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、続いて、東北電力ネットワークの目黒様をお願いいたします。

○目黒オブザーバー　東北ネットワーク・目黒でございます。今般の審査について、まずは山内座長はじめ委員の皆様には、取りまとめに御尽力いただきましてありがとうございました。また、監視等委員会の事務局の皆様にも、我々事業者が作った資料に対して、短期間のうちに、膨大な量全体に恐らく目を通されてチェックされたことと思えます。さ

らにその上で、算定の詳細内容について、我々と緊密にコミュニケーションを取りながら丁寧に御確認していただきました。

初めてのレベニューキャップということで、5年分の原価を算定して説明を行う我々も、それなりに負荷が掛かり大変でしたけれども、それ以上に、先ほど延べ1万3,000時間という御紹介もありましたけれども、本当に過酷な業務だったと推察いたします。この場をお借りして、感謝申し上げます。

今回の査定結果については、当社としても厳粛に受け止めて、しっかりと取り組んでまいります。一方で、今の環境を踏まえますと、足元の物価上昇など今後の運用面、さらには次回以降のレベニュー算定に向けて多くの課題が残っていると認識してございます。引き続き監視等委員会の皆様はじめ関係する方々と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

東北は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、中部電力パワーグリッド・山本様よりお願いいたします。

○山本オブザーバー 中部電力パワーグリッド・山本ですけれども、よろしかったでしょうか。

○山内座長 ちょっと順番があれですけど、中部電力でお願いいたします。

○山本オブザーバー ありがとうございます。山内座長をはじめとしまして委員の皆様、オブザーバーの皆様、さらには事務局の皆様、大変な御尽力、そして貴重な御意見、御指摘を頂きまして、本当にありがとうございます。

本日提示いただきました査定の結果は、我々にとっては大変厳しいものであるというふうには認識しておりますが、御指摘いただいた内容や課題を踏まえて、これから事業運営にしっかり反映できるように取り組んでまいりたいと思います。

加えまして、今後の事後評価や次の第2規制期間の審査に向けて、データの採録の工夫など、より審査していただきやすくなるような取組も、他の会社さんと連携して引き続き努力する必要があるなというふうに改めて感じた次第でございます。

また、ステークホルダーの皆様方の理解向上について、託送料金やその制度については日頃から前向きにしっかり説明できるように取り組んでいるつもりではありますけれども、非常に難しい内容もございますので、今後とも、分かりやすさに努めながら丁寧に説明していきたいなというふうに思っております。

最後に、足元では燃料価格高騰により収支が大きく棄損して、物価高によって資機材の調達価格も上昇してきております。今後、場合によって期中調整等お願いするような可能性もありますけれども、まずは認められた収入の上限の範囲内で事業計画が完遂できるように、精いっぱい頑張ったいと思っています。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

北陸に行って東京に行きたいと思います。北陸電力送配電・瀬島様、お願いいたします。

○瀬島オブザーバー 北陸送配電の瀬島でございます。ありがとうございます。今回の審査では、統計的手法で当社の効率性を相対的に評価いただくとともに、個別検証では地域事情を考慮いただくなど、座長の山内先生をはじめ委員の皆様方の丁寧な御議論を頂き、深く感謝を申し上げたいと存じます。併せて鍋島課長はじめ監視等委員会の事務局の皆様には、膨大なデータを精査いただくとともに私ども事業者と丁寧な議論をしていただき、併せて感謝をしたいと存じます。

当社といたしましては、今回の査定結果を真摯に受け止め、一層の効率化に取り組むとともに、事業計画に掲げた安定供給、再エネ導入拡大並びにサービスレベルの向上など、着実に実施してまいりたいと存じます。

北陸からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、東京電力パワーグリッド・石崎様、お願いいたします。

○石崎オブザーバー 東京電力パワーグリッドの石崎でございます。7月の関係書類の提出以降、委員の皆様、事務局の皆様には、これまで経験のない、恐らく気の遠くなるような膨大な量の検証作業ではなかったかと思っておりますけれども、来年の4月の実施に間に合うよう大変な御尽力を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

資料の量とか審査の量に関して申し上げますと、とりわけ弊社のCAPEXのボリューム、例えば件名別説明資料にしても、全体で7,000枚ということですがけれども、弊社の分だけで2,000枚近くございますけれども、記載の不備とか誤りなどもございまして事務局の皆様方に多々お手を煩わせてしまったことにつきまして、この場をお借りしまして深くおわびを申し上げます。

査定につきましては、私どもの個別説明が認められずに非常に厳しい査定の結果になったという部分もあるというふうに受け止めてはございますけれども、これまで丁寧に議論

を積み重ねていただいた結果だというふうに受け止めてございますので、結果を真摯に受け止めますとともに、事業計画でコミットしました各目標項目の達成に向けて、そして首都圏エリアの安定供給と、弊社の場合、福島責任の貫徹という、その2つの使命を全うするために、必要な投資などをしっかりとやり遂げられるよう、取引先とか他の事業者様との協働カイゼンをはじめとする持続可能性のある経営効率化への取組というのをこれまで以上に進めてまいります。

弊社からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、関西電力送配電・寺町様に御説明をお願いいたします。

○寺町オブザーバー 山内座長はじめ委員の皆様、事務局の皆様におかれましては、これまで私ども一般送配電事業者の見積り費用の検証に多大な御尽力を賜り、改めて敬意と感謝を申し上げます。

今回の検証結果につきましては、OPEXの通信費用やシステム投資など相当額の査定規模となったこともありまして、全体としては厳しい結果と考えておりますが、本会合で検証を重ねていただいた結果であると真摯に受け止めて、更なる効率化の推進も含め、事業計画の遂行に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方で、調整力関連費用の予期しない変動や資機材等の高騰、または送配電網の次世代化に向けた新たな投資など、今回検証いただいた見積り費用の前提によりがたい事象が生じた場合につきましては、規制期間中の調整も含め必要な投資、費用が手当てされますよう、事業者としても必要な検証に最大限協力してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、第14回の本会合でも申し上げましたが、更なる効率化に向け、より詳細な実績データなどを事業者間で共有し、比較検討できるようにするためには、独占禁止法等の法令適合性やデータ採録定義について課題があると認識してございます。

加えて、先般の本会合で申し上げましたが、見積り費用が検証結果を下回ることで得た原資は、将来の効率化のための投資等に充当し、会社全体で更なる効率化に取り組んでいくことが認められることも重要であると考えてございます。

これらの第2規制期間に向けた課題につきましては、事業者としても積極的に取り組んでまいりますので、制度設計等からの御支援、御検討を引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、続いて中国電力ネットワークの内藤様、御説明お願いいたします。

○内藤オブザーバー　　中国電力ネットワークの内藤でございます。それでは、発言させていただきます。

このたびの新たな託送料金制度の導入に伴いまして、再エネ主力電源化、レジリエンス強化等に対応するために、一般送配電事業者が送配電設備の確実な増強と更新を実施すると同時に、コスト効率化に取り組むよう指針を設定いただきました。当社といたしましても、この指針にのっとり事業計画を策定の上、これを達成するために必要な投資と費用を算定する過程において、一般送配電事業者としての使命を全うする気持ちを高めることができるとともに、社会に役立つ事業を行うことの意義を改めて認識する機会となりました。

山内座長をはじめ委員の皆様及び事務局の皆様におかれましては、送配電事業の将来像を見据えた丁寧なヒアリング、審査、議論を頂き、当社の取組についてはおおむね御理解いただけたと受け止めており、この場をお借りし感謝申し上げます。

なお、総じて審査の過程においては、物量については認めていただいた一方で、単価については、過去実績以上は認められないといった、今後の物価上昇、労務費の上昇が予想される局面においては不安を感じる場所もございます。託送料金が公共料金の一端を担っているということは十分認識しておりますが、社会インフラが将来にわたり維持されるために必要な単価はどうあるべきかにつきまして、今後、考慮いただければ幸いに存じます。

2023年度から始まります第1規制期間に対して、当社といたしましても、創意工夫を凝らしながら事業計画の達成に向けて全社を挙げて邁進してまいりたいと存じます。引き続き、委員、事務局の皆様からの御指導を賜ればと思います。

中国電力ネットワークからは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、四国電力送配電・佐相様より御説明をお願いいたします。

○佐相オブザーバー　　四国電力送配電・佐相でございます。料金制度専門会合の山内座長をはじめとする委員の皆様並びに事務局の皆様におかれましては、本年7月以降、精力的に審査いただき、今回、査定結果を取りまとめいただいたことを感謝申し上げます。

当社といたしましては、最大限の効率化を織り込んで収入の見通し及び事業計画を提出

させていただきましたが、今回の審査・査定におきまして厳しい査定を頂いた部分もございます。今後、今回の審査・査定を通じて頂いた御指摘を基に計画を見直していくとともに、一層の効率化を進めていく所存でございます。

また、再エネ主力電源化への対応をはじめとする次世代投資や高経年化に係る対策費用等の増加に対しては、将来の効率化だけで吸収することは困難な状況にあるところでございます。これに御配慮、御理解いただきましたことにつきまして、深く御礼申し上げます。

なお、本専門会合でも御議論がありました。今後、必要な投資を確実に実施していく上で、足元の物価などの上昇が続いていることについて懸念をしております。レベニューキャップ制度におけるエスカレーションや政府が進めている所得引上げ施策とのマッチングについては、引き続き御検討いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても、今後もステークホルダーの皆様の御意見をお伺いしながら事業計画に織り込む諸施策を着実に進めることで、当社が掲げる、ネットワークを利用する全てのお客様に良質な電気を安価かつ安定的にお届けすることで四国の発展に貢献する、というミッションを果たしていけるよう努めてまいります。

四国からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

続いて、九州電力送配電・成清様より御説明をお願いいたします。

○成清オブザーバー　九州電力送配電・成清です。まず、7月の資料提出以降、委員、監視等委員会事務局の皆様の丁寧な審査に対し感謝申し上げます。

今回の審査において、委員、オブザーバーの皆様から頂きました御意見、御指摘については、今後の事業運営の中で反映してまいりたいと考えております。

一方で、検証・査定については、弊社からの説明が十分でなかった面もありあり、大変厳しい結果と受け止めております。第2規制期間に向けては、より地域事情を踏まえた統計査定などの手法や、近年上昇傾向にありますエスカレの反映方法などについて、事業者としても検討を進めてまいりたいと考えておりますが、監視等委員会におかれましても、第1規制期間中での調整も含めた御検討をお願いいたします。

事業者としましては、今回審査いただきました収入の見通しを踏まえて、レベニューキャップ制度の目的である必要な投資とコスト効率化の両立を図りながら、高経年化設備の更新による安定供給はもとより、再エネの更なる導入拡大やレジリエンス強化などの送配電ネットワークの次世代化にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、引

き続きよろしくお願ひ申し上げます。

弊社からは以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

最後になります、沖縄電力・当真様より御説明をお願いいたします。

○当真オブザーバー 沖縄電力の当真でございます。今回は、レベニューキャップ制度となって初めての検証ということでしたが、これまでの料金制度専門会合において山内座長をはじめ各委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして電力・ガス取引監視等委員会事務局の皆様におかれましては、検証に多大な御尽力を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

まず、検証結果につきましては、率直に申しますと、多くの離島を抱え小規模複系統という沖縄エリアの特性の中で事業運営をしている当社にとっては、非常に厳しいものになったと受け止めております。次世代投資における脱炭素化など、当社意見を御理解いただいた点多々ありましたが、OPEXの統計査定において当社は非常に厳しい結果となっており、第2規制期間に向けた課題として、分析・検討が必要であると認識しております。

一方で、今回の専門会合を通じて委員の皆様から頂いた御意見を真摯に受け止め、より一層の経営効率化に取り組む所存でございます。今後の第1規制期間におきましては、コスト効率化を強く意識しながら、エネルギーの安定供給、レジリエンスの強化、再エネ拡充、効率化、サービス向上の観点で、ネットワークの次世代化に向けて効率的な設備形成に取り組んでまいります。引き続き御指導のほどよろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局、一般送配電事業者様からの説明について、皆様から御質問、御発言等あればお願ひしたいと思ひます。Teamsの挙手機能で発言の意思表示をお願ひしたいと思ひますが、いらっしゃいますか。

河野さん、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー ありがとうございます。私、16時過ぎに退室予定ですので、オブザーバーですけれども、この場を借りまして発言させていただければと思ひております。

レベニューキャップ制度の設計と送配電事業者10社の各事業計画の査定において、膨大な作業に携わってくださった委員の先生方、事務局の皆様から心から敬意を表したいと思ひております。その上で3点申し上げます。

1つ目は消費者視点についてで、新たに導入されることになったレベニューキャップ制

度の検討過程と事業計画査定の場には、消費者庁、消費者団体からの委員やオブザーバーが参加していること、都度パブリックコメントが行われ、会議は動画配信によって常時公開されていることなど、消費者参画、消費者視点がないがしろにされていないという点を評価させていただきたいと思います。

2点目は、送配電事業者10社からの事業計画に沿った情報提供と説明の場が確保され、合わせて専門的知見と経験を有する委員の先生方の御意見を伺うことで、消費者として制度に関する一定の理解と納得感は得られました。今後第1規制期間の5年間は、事業者の皆さんはこの制度がなぜ導入されたのかを忘れることなく、期待される効果を上げていただきたいと思いますし、監督する当局も第2規制期間に向けて丁寧なフォローアップをお願いします。

3点目は、言うまでもなく電気は食料と同様に暮らしを支える重要なリソースで、電力自由化以降、電気の供給の仕組みは変化し続けています。需要側である消費者にはすぐには理解しがたい制度やルールも生まれていますが、消費者が一番に望むのは電気の安定供給です。その上で適正な料金や利便性の高いサービスの提供があれば、とてもうれしいと思っています。事業者の皆様、また当局におかれましても、制度新設やルール変更等の際には、ぜひ需要側に対して丁寧な御説明をお願いしたいと思います。

最後に、本日の議論から外れますが、先般報道されました電力会社の不当な取引制限による独禁法違反は、消費者や社会に対する裏切りだと感じました。連携と競争の在り方に関しましては、改めて襟を正して真摯に取り組んでいただきたいというふうに思います。

長くなりましたけれども以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長　　ありがとうございます。

そのほかにいらっしゃいますか。――よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

では、事務局から何かコメントございますか。

○鍋島NW事業監視課長　　特にございません。

○山内座長　　それでは、特に大きな異論等ございませんでしたので、検証内容としては事務局案のとおりというふうにさせていただこうと思います。

幾つかの事業者の方から、大変厳しい査定だというお声を頂きまして、大変申し訳ないと思う一方、これからそれに向けて御努力をお願いしたいというふうに思っています。基本は、厳しいことがいいか悪いかというところは、必要な勘どころを押さえた査定を我々

が行えたかどうかということになると思うので、その辺はこれからも検証して、次の規制期間に向けていろいろ具体的内容を考えていくことになろうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、そういうことにさせていただきますが、今後の進め方について、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長　これまでの検証内容について御確認いただきましたので、事務局から電力・ガス取引監視等委員会の本委員会に、本料金制度専門会合におけるこれまでの検証内容について御報告させていただきます。

なお、これまでの検証は、7月に各社から提出された「収入見通し」に関する書類に関してのものでありまして、電力・ガス基本政策小委員会の整理を踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会として統計査定等の検証を行ってきたものであります。今後、各社から正式に収入見通しの申請があった場合には、改めて経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見が求められることとなります。その際に、これまでの検証内容や本日御紹介のあった消費者庁公共料金等専門調査会の意見も踏まえまして、申請について電力・ガス取引監視等委員会における意見をまとめることとなります。これまでの議論で各社の事業計画への追記・修正を求めた部分もありますし、各社からの申請がこれまでの検証内容の数値と合致しているかの確認も必要ですので、申請が届き次第、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会で議論の上、対応を検討させていただきます。

○山内座長　ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明、これからの進め方、これについて何か御意見、御質問等ありますか。――よろしゅうございますかね。

それでは、事務局におかれましては、今御説明いただいたとおりで進めていただきたいというふうに思います。

それでは、今日の議論は以上ということになりますが、私から皆さんに本当に御礼申し上げます。先ほど会合の開催状況等御説明ありましたけれども、5か月の間にほぼ1週間に1回ぐらい、インナー会議入れるともっとたくさんということを進めてまいりまして、今事業者の方からありましたように、大変厳しい査定だというお話ありましたけれども、我々としては、それは頑張ったということだと思っています。委員の方にはまず御礼申し上げます。それから、もちろんそれを支えた、7,000枚の書類を見たということで大変な努力をしていただきました事務局の方に、最後、御礼申し上げます、

私からの議事の締めというふうにさせていただきます。

この後の議事進行は事務局でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 閉会の前に、皆様に御案内がございます。今回の会合をもちまして、村上委員が委員を御退任されることになりました。村上委員におかれましては、令和2年9月の第2回料金制度専門会合より約2年にわたり御尽力いただきました。

それでは、村上委員から御退任の挨拶をお願いできれば幸いです。

○村上委員 皆さんこんにちは、村上千里です。皆様の大切なお時間を頂きまして大変恐縮ですが、退任に当たりまして皆様にお礼を申し上げたく、事務局の方に無理を申しましてこのような機会を頂きました。どうもありがとうございました。

私は、2020年9月から2年3か月間、制度設計専門会合と料金制度専門会合、それぞれ30回ほどの会議に出席し、主に電力に関してシステム改革の最前線を学ばせていただきました。料金制度専門会合では、今御説明があったように、レベニューキャップ制度の設計とそれに基づく第1規制期間の査定業務という大きなまとまりの議論に参加させていただきましたけれども、とりわけ後半の査定業務では、一般送配電事業者の皆様からの御説明で、私たちの暮らしと産業を支える電気がどのような人々の仕事によって支えられているのか、具体的にイメージを持つことができるようになりました。

また、事務局の方からの御説明や他の委員の皆様からの御意見から、査定の視点や方法について多くを学ぶことができ、ようやく私なりに、気になる点などについて意見を申し上げられるようになってきたかなというふうに思っております。

本会合では、山内委員長の下、事務局の皆様が、委員の皆様からの多くの意見を丁寧にフォローして下さったという印象があり、関係者の皆様には本当に大変感謝しております。委員を退任いたしましても、消費者への説明や消費者の声を届ける窓口として役割を果たせていければというふうに思っております。これからますます忙しくなるタイミングで退任の希望をお聞き届けいただき、申し訳なく思っておりますが、消費者団体からは引き続き委員1名、オブザーバー1名の体制で参加させていただけるということで、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

委員だった期間は、残念ながらずっとオンラインだったため、委員の皆様には直接御挨拶する機会がございませんでしたけれども、最後にこのような時間をお取りいただきまして、本当にありがとうございました。

退任の挨拶は以上になります。どうもありがとうございました。

○鍋島NW事業監視課長 村上委員、大変ありがとうございました。レベニューキャップの期間中、いろいろと御指導いただきまして、大変ありがとうございます。本委員会は、インナー会合などやや特殊な仕組みで、委員の先生と事務局が一体となって査定をしていくという仕組みになっておりますが、消費者の目線で御指摘を続けていただきまして、本当にありがとうございます。

また、ほかの委員の先生方も、託送料金についてもこれで終わりということではなくて、まだ今後の申請後の審査であるとかレートメイクであるとか御相談する内容はいろいろございますけれども、引き続き御指導いただければと思います。

○山内座長 村上さん、ありがとうございました。山内でございます。今回これで、この料金の問題等については御卒業ということでありますけど、当然この問題についてはこれからもいろいろ議論するということと、それからまた、ほかの分野で、ほかの場面でいろいろお世話になりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○村上委員 どうもありがとうございました。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、次回開催につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

それでは、第27回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——